

令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件

原告 宗 岡 明 弘外533名

被告 神 戸 市 長外1名

第1 準備書面

令和 4年 4月28日

神戸地方裁判所 第2民事部 合議係B 御中

被告神戸市長外1名訴訟代理人

弁護士 石 丸 鐵 太 郎



弁護士 三 浦 潤



弁護士 森 有 美



弁護士 藤 原 孝 洋



弁護士 中 尾 悦 子



弁護士 山 本 真 珠 子



同復代理人

弁護士 普 喜 啓



第1 請求についての意見

1. 請求の趣旨第1項について

請求の趣旨第1項で支出の差止めを求める財務会計行為は、「桜木町2丁目歩道設置工事」の請負契約に基づく請負代金の支払いであるとされている（訴状請求の原因第2の2(2)）。

「桜木町2丁目歩道設置工事」請負契約の経過については、

R2. 1. 22 工事請負契約締結（50,090,700円）

R2. 2. 13 20,000,000円の支払い

R2. 8. 17 契約変更（10,102,400円の増額、61日工期延長）

の点については、答弁書51ページ、52ページで既に主張するとおりである。

その後、さらに

R2. 11. 25 契約変更（2,653,200円の増額）

R2. 11. 30 工事完了（R2. 12. 3完了検査）

R2. 12. 18 42,846,300円の支払い

という経過をたどり、支払いを完了して、当該請負契約は終了している。

したがって、このままこの請求を維持するのであれば、訴えの利益がないものとして、請求の却下を求めざるを得ない。

訴えの変更申立において、請求の趣旨第3項の請求額を増額させたのは、地方自治法242条の2第1項1号請求を同4号請求に変更したもののようにも思われるが、原告らにおいては、この請求を維持するか否かについて、明らかにしていただきたい。

2. 請求の趣旨第2項について

(1) 請求の趣旨第2項で支出の差止めを求める財務会計行為は、「山陽電鉄北側橋台・橋脚の設置工事」の請負契約に基づく請負代金の支払いであるとされている（訴状請求の原因第2の2(3)）。

しかしながら、「桜木町2丁目歩道設置工事」の請負契約が、決裁者、専決者、契約締結日、請負先、契約額などが記載されているのに対して、「山陽電鉄北側橋台・橋脚の設置工事」については、何らの特定がされていない。訴えの変更申立書では、「須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）請負契約」と記載があり、これが、訴状で「山陽電鉄北側橋台・橋脚の設置工事」の請負契約としていたものと、同じものと思われるが、訴えの変更申立書には、請求の趣旨第2項についての言及はないので、この点が定かではない。

公金の支出の差止めを求める場合、差止請求の対象となる行為がそうでない行為と識別できる程度に特定されていることが必要とされるところ、現在のところ、差止請求の対象となる行為が特定されているとはいえないので、この点を明らかにしていただきたい。

(2) なお、「須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）請負契約」については、

- R3. 2. 5 工事請負契約締結（159,940,000円）
- R3. 3. 2 63,900,000円の支払い
- R3. 5. 20 変更契約（9,955,000円の増額）
- R3. 7. 6 変更契約（32日工期延長）
- R3. 11. 1 変更契約（19,444,700円の増額）
- R3. 11. 26 変更契約（4,292,090円の増額）
- R3. 11. 30 工事完了（R3. 12. 3完了検査）
- R3. 12. 27 129,731,790円の支払い

という経過をたどり、支払いを完了して、当該請負契約は終了している。

したがって、このままこの請求を維持するのであれば、請求の趣旨第1項と同様に訴えの利益がないものとして、請求の却下を求めざるを得ない。

訴えの変更申立において、請求の趣旨第3項の請求額を増額させたのは、地方

自治法242条の2第1項1号請求を同4号請求に変更したもののようにも思われるが、原告らにおいては、この請求を維持するのか否かについて、明らかにしていただきたい。

3. 被告建設局道路工務課長に対する請求について

答弁書3ページ、4ページで述べるとおり、支出担当者は建設局道路部管理課課長であり、建設局道路工務課長ではない。

請求の趣旨第1項、第2項を取り下げるのであれば、被告建設局道路工務課長に対する請求は存在しなくなると思われるところ、この点も明らかにしていただきたい。

4. 請求の趣旨第3項について

(1) 原告らは、訴状において、損害額については、「須磨多聞線検討及び詳細設計業務」の委託（増額）契約の締結によって、神戸市は、令和2年1月23日、残代金1億0145万円の支払いを余儀なくされたので、1億0145万円の損害が生じているとしていたところ（訴状請求の原因第5の4）、訴えの変更申立書では、3億114.8万0700円の損害が生じているとして、訴えの追加的変更を申し立てている（訴えの変更申立書第2の1(2)）。

原告らは、変更後の損害額について、

ア 令和2年1月22日における、株式会社住田建設との間の桜木町2丁目歩道設置工事契約の締結

イ 令和3年2月5日における、窪田工業株式会社との間の須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）請負契約の締結

としか述べておらず、必ずしもその算定根拠は明らかではないが、進行協議における発言などからすると、

① 訴えの変更申立書第1の1(4)記載の須磨多聞線（西須磨）道路検討及び詳

細設計業務委託契約に基づいて、中央復建コンサルタンツ株式会社に101,450,000円を支払うよう指示した令和2年1月16日の支出命令

② 訴えの変更申立書第1の2(1)記載の桜木町2丁目歩道設置工事契約に係る、株式会社住田建設との間の委託料を50,090,700円とする令和2年1月22日付け契約の締結

③ 訴えの変更申立書第1の3(1)記載の須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)請負契約に係る、窪田工業株式会社との間の委託料を159,940,000円とする令和3年2月5日付け契約の締結

を審理の対象とする財務会計行為として、違法を主張し、損害が発生したと主張しているものと思われるが、まず、この点を確認したい。

(2) なお、「桜木町2丁目歩道設置工事」請負契約の経過については、第1の1に記載するとおり、

R2. 1.22 工事請負契約締結(50,090,700円)
R2. 2.13 20,000,000円の支払い
R2. 8.17 契約変更(10,102,400円の増額, 61日工期延長)
R2.11.25 契約変更(2,653,200円の増額)
R2.11.30 工事完了(R2.12.3完了検査)
R2.12.18 42,846,300円の支払い

という経過をたどり、支払いを完了して、当該請負契約は終了している。

「須磨多聞線(西須磨)橋梁下部工新設工事(その1)請負契約」の経過については、第1の2(2)に記載するとおり、

R3. 2.5 工事請負契約締結(159,940,000円)
R3. 3.2 63,900,000円の支払い
R3. 5.20 変更契約(9,955,000円の増額)

- R3. 7. 6 変更契約 (32 日工期延長)
- R3. 11. 1 変更契約 (19, 444, 700 円の増額)
- R3. 11. 26 変更契約 (4, 292, 090 円の増額)
- R3. 11. 30 工事完了 (R3. 12. 3 完了検査)
- R3. 12. 27 129, 731, 790 円の支払い

という経過をたどり、支払いを完了して、当該請負契約は終了している。

そして、「須磨多聞線 (西須磨) 道路検討及び詳細設計業務委託契約」については、

- H30. 10. 29 契約締結 (116, 640, 000 円)
- H30. 11. 26 34, 990, 000 円の支払い
- R 1. 8. 28 変更契約 (118 日工期延長)
- R 1. 12. 24 変更契約 (19, 800, 000 円の増額)
- R 1. 12. 27 工事完了
- R 2. 1. 23 101, 450, 000 円の支払い

という経過をたどり、支払いを完了して、当該請負契約は終了している。

(3) 原告の主張について 4 (1) に記載した被告らの認識によれば、「須磨多聞線 (西須磨) 道路検討及び詳細設計業務委託契約」については、101, 450, 000 円を支払うよう指示した令和 2 年 1 月 16 日の支出命令を違法な財務会計行為として審理の対象とする一方、「桜木町 2 丁目歩道設置工事」請負契約、「須磨多聞線 (西須磨) 橋梁下部工新設工事 (その 1) 請負契約」については、令和 2 年 1 月 22 日、ないしは令和 3 年 2 月 5 日の請負契約締結という支出負担行為を違法な財務会計行為として審理の対象としていることになるが、こうした違いがでてくるのは、被告らが認識していない理由があるのか明らかにしていただきたい。

具体的には、「須磨多聞線（西須磨）道路検討及び詳細設計業務委託契約」についてだけ、あえて支出命令を違法な財務会計行為としているのは、令和2年1月16日の支出命令手続に違法があるというような主張であるからなのか、支出命令手続に違法があるという主張をする趣旨でないとすれば、支出負担行為との関係をどのように考えるのか、特に、原告らは、「『須磨多聞線検討及び詳細設計業務』の委託（増額）契約」と記載し、令和元年12月24日の中央復建コンサルタンツ株式会社との増額変更契約を審理の対象となる財務会計行為としていたような記述もあるので（訴状請求原因第2の2(1)）、本書面4(1)に記載した被告らの認識は異なるのかどうかという点も含めて、明らかにしていただきたい。

なお、原告らの監査請求について、神戸市監査委員は、令和2年1月18日付けで措置の必要を認めないとの監査結果を通知しているが（訴状請求の原因第1の3）、当該監査請求の際に「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これ（監査請求）をすることはできない（地方自治法242条2項）」ので、監査請求時に1年経過した行為を審理の対象とすることはできない。

5. 請求の趣旨第4項について

訴えの変更申立書で、「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業に関する契約を締結してはならない」とする請求が追加されたが（訴えの変更申立書第2の2）、前述するとおり、財務会計行為の差止めを求める場合、差止請求の対象となる行為がそうでない行為と識別できる程度に特定されていることが必要とされるところ、現在のところ、差止請求の対象となる行為が特定されているとはいえないので、この点を明らかにしていただきたい。

特に、請求の趣旨第1項、第2項では、支出の差止めを求めるものであったところ、請求の趣旨第4項は、契約の締結の差止めを求めており、より大きな制約を課すものであるところ、差止請求の対象となる行為の特定は、重要である。ご留意いただきたい。

第2 請求の原因について

1. 差止請求について

(1) 差止め請求の根拠については、訴状において、請求の趣旨第1項と第2項を念頭において、「本件変更決定は、都市計画法13条1項、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反する違法がある」と述べているが（訴状請求の原因第4の1(3)ア）、請求の趣旨第1項、第2項については、請求を維持するか否か、明らかにする必要がある点については、第1の1、第1の2(2)で述べるとおりである。したがって、この点を明らかにしていただけない以上は、議論ができないので、早急に方針を決めていただきたい。

(2) また、原告らは、本件変更契約の違法の主張と併せて違法性の承継についても主張しているが（訴状請求の原因第4の1(3)ア）、本件変更決定を「先行する原因行為」と考え、どの財務会計行為が違法と主張しているのかも明確にしてください。

(3) そして、訴えの変更申立書では、新たに請求の趣旨第4項として、差止め請求が追加されたが、どの点を捉えて、違法があると主張するのか明らかでない（請求の趣旨第1項、第2項と同様の根拠で主張するものであるかどうか分からない）ので、この点を明らかにしていただきたい。請求の趣旨第4項については、差止請求の対象となる行為が特定されておらず、そもそもどの財務会計行為が違法であると主張するのか分からないので、この点も含めて御回答いただきたい。

2. 損害賠償の義務付け請求について

訴状には、差止請求の理由に引き続いて、「本件変更決定が違法であることから」と記載があるところ（訴状請求の原因第4の1(3)イ）、これは、差止請求の主張と同様に、本件変更決定に「都市計画法13条1項、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反する違法」があると主張する趣旨と理解しているが、その理解で良いか確認したい。

3. また、原告らの主張には、都市計画基準に反するので都市計画法13条1項に違反するというものがあるが、具体的に都市計画基準のどの点に違反しているのか定かではないため、この点も明らかにしていただきたい。

第3 求釈明について

原告準備書面2に記載がある求釈明については、被告らの主張に必要な範囲内では、回答するものもあるが、上記記載のとおり、原告らの主張に明らかでない部分があるので、どの範囲で、求釈明に回答する必要があるかが分からない。

まずは、原告らの主張を明確にさせていただくのが先決であると考えている。

以上